家計消費状況調査の調査事項の変更について

平成 21 年 3 月 18 日 消費統計課

現行の家計消費状況調査調査票の承認期限は平成 21 年 12 月までとなっているため、平成 22 年 1 月調査分以降の調査票案を第 1 回家計検討会で提示したところであるが、同検討会での指摘を踏まえ、調査票 A について次のとおり変更する。

1 地上デジタル放送等の視聴状況について調査を行う

地上アナログ放送から地上デジタル放送への完全移行が平成 23 年 7 月 24 日に迫る中、行政施策上の需要が高く、また国民的な関心も高いと考えられることから、地上デジタル放送等の視聴状況に関して、次の調査項目を設ける。なお、これに伴い、情報技術(IT)関連の機器・サービスの保有・利用状況に関する調査項目は廃止する。

- (1) 地上デジタル放送に対応した機器の保有状況
- (2) 保有している地上デジタル放送対応機器
- (3) 放送衛星(BS)放送の視聴状況
- (4) 視聴している放送衛星(BS)放送の種類
- 2 「電子マネーの利用回数が最も多かった場所」の選択肢に「スーパーマー ケット」を追加する

第1回検討会で示した案では、コンビニエンスストアとスーパーマーケットが1つの選択肢にまとめられていたが、分離した。